

公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程（規程第38号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(賞与)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、平成30年4月1日から施行し、改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。ただし、平成29年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。</u></p>	<p>(賞与)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>